

【件名】

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例の一部改正の考え方について

1 経緯

これまで、「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」（以下「ポイ捨て禁止等条例」という。）において、他人の身体及び財産の安全のため、公共の場所における歩行喫煙の抑制や、指定した地区における路上喫煙を禁止してきた。

その後、受動喫煙対策を一層推進する観点から、「中野区受動喫煙防止対策条例」（以下「受動喫煙防止条例」という。）が令和 8 年 4 月 1 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されることとなった（一部の規定は公布日に施行）。

2 改正の考え方

「ポイ捨て禁止等条例」では、区民等の責務として「公共の場所においては歩行喫煙をしないよう努めなければならない」こと、また「路上喫煙禁止地区に指定した場所では路上喫煙をしてはならない」ことを規定している。

一方、「受動喫煙防止条例」では、受動喫煙防止の観点から、道路や公園、区が設置・管理する施設などの公共の場所における喫煙を禁止することとしており、公共の場所における喫煙に関する規制について、より包括的な枠組みが設けられた。

このことから、両条例において公共の場所における喫煙に関する規定が重複することとなるため、条例間の整合を図る観点から、受動喫煙防止条例で規定している内容と重複する部分について改正するものである。

3 改正する主な内容

(1) 歩行喫煙関係

条例名及び条文から、歩行喫煙に関する内容及び文言等を削除する。

(2) 路上喫煙関係

路上喫煙及び路上喫煙禁止地区に関する内容及び文言等を削除する。

4 施行時期

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

※ 受動喫煙防止条例の施行日と同日に施行する。

5 今後の予定

令和 8 年第 2 回定例会 条例改正案を提出